

予防接種に保護者が同伴できない場合の委任について

お子さんが予防接種を受ける場合、原則保護者の同伴を要しますが、特段の理由により保護者が同伴できない場合、お子さんの健康状態を普段から熟知している親族等が代わりに同伴することは差し支えないとされています。ただし、その場合は保護者の委任状が必要となります。下記の委任状を記入し、予診票に添えて医療機関に提出してください。

※保護者とは、親権を行う者又は後見人をいいます。(予防接種法第2条第7項)

津島市こども健康部健康推進課

委 任 状

下記の予防接種をこどもが受けるにあたり、私(保護者)は同伴することができないため、下記の者を代理人と定め、予防接種に関する一切の権限を委任します。

また、予防接種の効果や目的、副反応の可能性などについて、接種医師からの説明を聞いた代理人の同意をもって、保護者の同意とします。

年 月 日

予防接種名 (いずれかに○)

5種混合、2種混合、麻しん風しん混合(MR混合)、日本脳炎、BCG、
H i b感染症、肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、
B型肝炎、ロタウイルス感染症、その他()

保護者(委任者) 住所 _____

氏名(自署) _____

緊急連絡先電話番号 _____

被接種者(こども) 氏名 _____

生年月日 _____

代理人(同伴者) 住所 _____

氏名 _____

被接種者との続柄 _____

電話番号 _____